

## 生産緑地地区内における行為の通知について（生産緑地法第8条第4項関係）

生産緑地地区内において公共施設等<sup>※1</sup>の設置又は管理に係る行為（以下「公共転用」という。）を行う場合は、あらかじめ、都市計画課と事前に協議を行ったうえで、市長にその旨を通知する必要があります。

なお、公共施設等の設置又は管理に係る行為により生産緑地の指定要件を欠くこととなった場合は、生産緑地を廃止することになりますので、土地所有者等と十分に調整のうえ行ってください。

### <公共施設の設置若しくは管理に係る行為の範囲>

- (1) 公共施設等の設置又は管理行為
- (2) 公共施設等の設置若しくは管理に係る一時使用の行為（仮設道路・資材置場等）  
ただし、一時使用については、次の条件に該当する場合に限りです。
  - ア その場を使用しなければならない、やむを得ない事由があること。
  - イ 概ね1年以内に一時使用が解消されること。
  - ウ 一時使用后、速やかに農地等に復元し、農林漁業の用に供されることが確実であること。

### 1 提出書類

公共転用については、以下の書類（正・副（各1部））を提出してください。

- ① 公共施設等の設置若しくは管理に係る行為について（通知）（様式19）
- ② 位置図（縮尺1/2500以上の地図又は住宅地図等）
- ③ 登記事項証明書（発行日から3箇月以内のものに限る。）
- ④ 公図の写し（発行日から3箇月以内のものに限る。）

生産緑地の一部を公共転用する場合は、分筆登記後に申出いただくか、若しくは生産緑地に残す部分の土地の位置を明確にするため、筆界確認書及び地積測量図が必要です。

- ⑤ 地積測量図
- ⑥ 仮換地地積証明書及び仮換地指定図（土地区画整理事業施行区域内に限る。）
- ⑦ その他必要書類（事業概要がわかる資料）

※1 公共施設等：公園、緑地その他の政令で定める公共の用に供する施設<sup>※2</sup>及び学校、病院その他の公益性の高いと認められる施設です。

なお、開発許可等による施設でも京都市に帰属又は管理されることが確実な施設を含みます。

※2 政令において定める施設：  
・都市計画法第4条第6項に規定する都市施設  
・土地収用法第3条各号（第29号及び第29号の2を除く。）に掲げる施設  
・土地収用法第3条第29号に掲げる公園事業に係る施設

### <開発許可等による公共施設等の設置について>

開発許可等による公共施設等の設置については、上記(1)の提出書類と併せて公共施設の管理者との協議を経て、市に帰属することを証する書類を提出してください。

- ① 開発許可証書の写し（開発許可等による公共施設等の設置の場合に限る。）
- ② 公共施設の管理者との協議資料（都市計画法第32条に基づく協議）

### <公共施設等の設置若しくは管理に係る一時使用について>

公共施設等の設置若しくは管理において、生産緑地をやむを得ず使用しなければならない事由があり、当該生産緑地の利害関係人との協議が整っている場合は、公共転用の提出書類とともに次の書類を提出してください。

- ① 借地契約書の写し又は工事契約書の写し
- ② 工程表
- ③ 一時使用の理由書

一時使用終了後は、速やかに農地に復元し、かつ、農林漁業の用に供したうえで、次の書類を提出してください。

- ① 生産緑地の一時使用終了報告書（様式21）
- ② 復元後の全景写真（撮影年月日、行為の名称、受理番号を記入）

## 2 提出先

都市計画局都市企画部都市計画課（京都市役所 分庁舎2階）

## 3 通知の流れ

